

行政文書公開決定等期間延長通知書

28 観名整第 62 号  
平成 28 年 9 月 26 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成 28 年 9 月 14 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	平成 27 年 12 月 2 日に公募型プロポーザル実施公告を行った「名古屋城天守閣整備事業」について、名古屋市が株式会社竹中工務店と結んだ「仮契約書」以外の書面、名古屋市が株式会社竹中工務店に提出した書面（図面、過去の調査資料、本丸御殿の参考資料を除く） （市ホームページ記載書面及び以前開示された書面を除く）
名古屋市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定による決定期間	平成 28 年 9 月 14 日 から 平成 28 年 9 月 28 日 まで
延長する期間	平成 28 年 9 月 29 日 から 平成 28 年 10 月 28 日 まで
延長の理由	一時的な業務量の増大により名古屋市情報公開条例第 11 条 1 項に定める期間内の公開が困難なため。
備考	<期間の延長決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2488

行政文書非公開決定通知書

28 観名整第 61 号  
平成 28 年 9 月 23 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成28年9月14日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	平成 27 年 12 月 2 日に公募型プロポーザル実施公告を行った「名古屋城天守閣整備事業」について、名古屋市が株式会社竹中工務店と結んだ仮契約書
公開しない理由	請求のあった行政文書を作成しておらず不存在のため。 「名古屋城天守閣整備事業にかかる公募型プロポーザル」において、株式会社竹中工務店は優先交渉権者として位置付けられており、現段階で名古屋市との間に契約関係は発生していないことから、仮契約書は存在しないことを参考までに申し添えます。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。